

法定後見制度の終了に関する検討、成年後見人等の交代等（辞任・解任を含む。）、成年後見人等の職務等（二読）

5

第1 法定後見の終了に際しての考慮要素

1 法定後見の開始の要件として考慮することとした事由が失われたこと

法定後見の開始の要件として考慮することとした事由が失われたことを法定後見の終了事由（取消事由）とすることが考えられるものの、具体的な保護の必要性が失われたことの内容について更に整理が必要であると考えられる。その上で、法定後見以外の支援があること、本人が法定後見による保護を望まなくなったことを法定後見の終了事由（取消事由）とするかについて、様々な考え方がある。

また、法定後見を終了する際に保護者に期待される事務に関しては、判断能力を欠く常況にある本人に多額の財産を引き継ぐ場面を念頭に、保護者においてすべきことやその権限の有無などについて議論がある。

以上の点について、どのように考えるか。

（説明）

20 1 問題の所在

一般論として、法定後見開始の原因が消滅した場合には、当該法定後見開始の原因により発生させた法定後見の効果を継続させる必要はないと考えられ、この点については、これまでの審議においても、特に異論は出されていないと考えられる。

25 現行法においても、本人の判断能力が回復した場合には、家庭裁判所は一定の範囲の請求権者の請求により、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を取り消さなければならないと規定されている（民法第10条、第14条第1項及び第18条第1項）。

30 さらに、例えば、補助の制度に関して、民法第18条第2項は、「家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定し、本人の判断能力の回復を要件とせず、補助人の同意を要する旨の審判がされた後に具体的な保護の必要性が失われたときは、その全部又は一部を取り消すことができることとしている（なお、補助人に代理権を付与する旨の審判についても同様である（民法第87

6条の9第2項の準用する第876条の4第3項)。)。そして、民法第18条第3項は、補助人の同意を要する旨の審判及び補助人に代理権を付与する旨の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならないものとしている。

5 具体的な保護の必要性を考慮して法定後見を開始することとする場合には、前記の一般論によれば、具体的な保護の必要性が失われたときに、法定後見の開始の審判を取り消すか個別の保護者の同意を要する旨の審判や保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すこととなると考えられる。もっとも、具体的に、保護者の同意を要することや保護者に代理権を付与することによる保護の必要性が失われるとはどのような場合かについて、
10 その内容を整理しておく必要があると考えられる。

 また、これまでの審議では、そもそも審判で認められた代理権の詳細さと必要性が失われたとの判断との関係や当初必要とされた代理権が役割を終えた後にそれに伴って別の代理権が必要となる場面についての概念整理
15 (当初の代理権が終了して新たな代理権を設定するのか、代理権の内容の変更なのか)に関する意見があった。また、具体的な保護の必要性が失われたことと法定後見以外の支援等があることとの関係についても意見が出された。さらに、本人が法定後見制度の利用を望まなくなった場合等を審判の取消事由とするかなどについても整理が必要である旨の意見が出された。
20 そこで、これらの法定後見の開始において考慮した事由の消滅と法定後見の終了について、更に検討する必要があると思われる。

2 法定後見の終了に関する検討に際しての若干の整理

(1) 「法定後見の終了」の意義

25 ア 見直し後の法定後見の枠組みについては、多様な立場からの意見が出されており、引き続き検討事項であるが、それを措くとして、具体的な保護の必要性を考慮して保護者の同意を要する旨の審判や保護者に代理権を付与する旨の審判をする場合には、例えば、現行の補助の制度を参考にすると、補助開始の審判という法定後見開始の審判とは別に
30 同意を要する旨の審判と代理権を付与する旨の審判をするとの制度設計があり得る (なお、その他の制度設計を否定するものではない)。

 そして、現行の補助の制度と同様に、法定後見開始の審判に加えて、保護者の同意を要する旨の審判と保護者に代理権を付与する旨の審判の一方又は双方の審判をする制度とする場合には、①法定後見開始の
35 審判を取り消す場合と、②保護者の同意を要する旨の審判又は保護者

に代理権を付与する旨の審判は取り消すが、他になお効果が継続している同意を要する旨の審判や代理権を付与する旨の審判が存在するために法定後見開始の審判は取り消さない場合がある。

部会資料3及び本部会資料では、「法定後見の終了」との言葉を用いているが、「法定後見の終了」には、前記①の場合の規律だけではなく、前記②の場合の規律も議論の対象としている。

イ なお、包括的な保護の類型を設けるか否かについても、引き続き検討事項であるが、仮に包括的な保護の類型を設けることとする場合には、その制度設計次第ではあるものの、包括的な類型の法定後見開始の審判をすることにより一定の保護が開始することとなると考えられる。

そして、そのような包括的な類型の法定後見開始の審判に関する「法定後見の終了」とは、基本的には包括的な類型の法定後見開始の審判を取り消すことと考えられ、その取消しの要件はその開始要件に対応するものと考えられる。

もっとも、前記のとおり、このような類型を設けるか否かの点から検討事項である。

(2) 終了の方式

現行法では、法定後見開始の審判並びに保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判については、終了事由（審判を取り消す事由）がある場合に、一定の範囲の請求権者による請求により家庭裁判所が取消しの審判をすることとされている。

法定後見が家庭裁判所の審判によって開始され、個別の同意を要する法律行為の設定及び代理権の付与が家庭裁判所の審判によってされるところからすると、終了する場合にはこれらの審判の取消しの審判をするとの規律を維持することが相当であると考えられる。

(3) 終了（取消し）と変更

現行の保佐の制度や補助の制度において、保佐人や補助人に代理権を付与する旨の審判では、一旦代理権付与の審判がされた後に、別の具体的な保護の必要性が生じた場合には、その必要性に応じて更に保佐人や補助人に代理権を付与するために追加的に代理権付与の審判の請求をすることが可能である。

また、一旦代理権付与の審判がされた後にその一部の代理権について保護の必要性が失われた場合には、その審判の一部を取り消すことができる（民法第876条の4第3項、第876条の9第2項）。

なお、現行法のこのような規定ぶりに関して、平成11年民法改正の際

の要綱試案では、「家庭裁判所は、(略) 保佐人に代理権を付与した後に、
(略) 請求権者又は保佐人の請求により、その代理権の付与を取り消し、
又はその請求の範囲内において代理権の範囲を変更することができるものとする。この場合において、被保佐人以外の者の請求により代理権の範囲を拡張するときは、被保佐人の同意を得なければならないものとする。」
とされていたが、現行法では、代理権付与の審判の変更の概念を用いず、
全部又は一部の取消しと整理され、また、追加的に代理権付与の審判を
することができる整理されたものと説明されている。

また、一般的に、審判の取消しとは、原審判の効力を消滅させることを
いい、審判の変更とは、原審判の一部又は全部を取り消し又は原審判の
内容に付加して、原審判に変わる内容の裁判をすることをいう。原審判の
目的を達したために原審判を将来に向けて効力を失わせるのみで足りると
きは原審判の取消しのみをすれば足り、変更の裁判は不要であると解さ
れている。

3 具体的な保護の必要性が失われたこと等の内容

(1) 総論

具体的な保護の必要性が失われたことによる終了の規律を設けること
に関して、保護者の同意を要することや保護者に代理権を付与す
ることによる保護の必要性が失われるとはどのような場合かについて、
その内容を整理しておく必要があると考えられる。

(2) 同意権(取消権)による具体的な保護の必要性が失われたことの内容

ア 本人が法律行為をするには保護者の同意を得なければならないとし
て保護者の同意を得ないでしたものは取り消すことができることによ
る保護に関しては、現行法では、判断能力が不十分又は判断能力が著し
く不十分である者を対象としている。

この保護の方法による開始の際に検討する具体的な保護の必要性に
ついて、本人の状況や行動に照らして本人が対象となる法律行為をす
る具体的な可能性があることと考えるとすると、当初は本人が行うこ
とが想定されたものの、その後の本人の状況や行動に照らし、本人が対
象行為をする具体的な可能性が乏しいといえるような場合には、対象
行為についてこの保護の方法を存続させる必要性が失われたと考える
ことができるように思われる。これまでの審議では、この整理について、
特段の反対の意見は出されなかった。

なお、現行法では、この保護の方法を開始するためには、判断能力が著しく不十分である者を対象とする場合には本人の請求又は同意は不要であるが、判断能力が不十分である者を対象とする場合には本人の請求又は同意が必要である。

5 また、現行法においては、判断能力を欠く常況にある者に関しては、保護者の同意を得ないでした法律行為を取り消すことができるとの保護の方法を用いることはできないと解されている。

10 イ また、特に包括的な保護の類型を設けることとする考え方に関連して、事前に本人がどのような法律行為をすることができるかを予測して取消権の対象とする法律行為を個別に設定することは困難であると考え、個別の保護の必要性を考慮して取消権の範囲を設定し、設定した取消権の全部又は一部を終了する（取り消す）という規律は設けないこととなるように思われる。

(3) 代理権による具体的な保護の必要性が失われたことの具体的内容

15 ア 代理権の対象が継続的な法律関係を生じさせる法律行為である場合
 (ア) 施設入所後の事業者による役務提供の履行状況の確認

 施設入所契約を締結した後に役務が適切に提供されているかを確認することは、契約締結後の履行確保等のために行う事実行為と整理することができると思われる。

20 この点に関しては、事実行為は代理権の対象ではないため、代理権の対象となる法律行為が終了したのであれば、これに付随する事実行為を継続することが本人の身上保護に資するとしても、代理権による保護の必要性は消滅したと考えることになるのではないかとと思われる。なお、これまでの審議では、施設入所後の見守りは、施設入所者にとって当然に必要となる権利擁護支援であるとの指摘も踏まえると、役務提供の履行確保は、法的課題が解決し、後見事務を終了する際に保護者が何をすべきかという問題（下記6）とも関連するように思われる。

(イ) 不動産の賃貸借契約締結後の契約更新、更新拒絶等の事務

30 不動産の賃貸借契約（なお、本人は賃貸借契約の賃借人にも賃貸人にもなり得るが、ここでは、主として本人が賃借人となる場合を想定する。）については、日常的な賃料の支払や、必要に応じて目的物の修繕請求といった事務も想定されるほか、多くの場合には、契約締結から一定の期間を経た後に、契約の更新又は更新拒絶についての判断が必要となることが考えられる。これは、代理権の対象が継続的な

法律関係を生じさせる法律行為であり、この継続的な法律関係の中で、新たな法律行為をすることが予定されている場合と整理することができると思われる。

この点に関しては、保護者に付与される代理権の対象行為を契約の更新が含まれる形で特定する（例えば、「他人の不動産に関する借家契約の締結、更新、変更及び解除」というように特定する）場合には、保護者に付与された代理権において契約の更新に関する事務が予定されているため、賃貸借契約締結後も代理権による保護の必要性が消滅するとは考えられないという見方があるように思われる。

保護者に付与される代理権の対象行為を契約の締結のみとする場合には、契約の締結により法定後見による保護の必要性は消滅したものとして法定後見を終了し、更新が必要であれば再度代理権付与の申立てをすることや、下記6(2)のとおり、契約更新を対象とする代理権による保護の必要性が必要であると考えられた時点で追加の代理権付与の申立てをすることが可能であるように思われる。

その点では、代理権の対象行為をどの程度詳細に特定するかという問題とも関連するように思われる。

イ 代理権の対象が反復、継続して行う必要のある法律行為である場合

一般的には、代理権の対象となる法律行為をする必要性がなくなることによって法定後見による保護の必要性が失われることが考えられる。もっとも、代理権の対象が反復、継続して行う必要のある法律行為である場合は、当該法律行為が日常生活に関するもの（例えば、生活費を支弁する預貯金口座に関する取引等）であるときは、日常生活を送る上でその必要がなくなるとは考え難いと考えられ、これまでの審議においても同様の意見が出された。その考え方を前提とすると、代理権の対象とされた法律行為が日常生活に関するものである場合には、代理権の対象行為をする必要がなくなったことをもって法定後見による保護の必要性が消滅したということは困難であると考えられる。

他方で、このような場合であっても、代理権の対象とされた法律行為を保護者が代理する必要がなくなったことにより、法定後見による保護の必要性が消滅することはあり得るように思われる。

この点に関し、これまでの審議では、日常生活に関する範囲での預貯金取引は、それほど高度な判断能力を要するものではないという理解の下で、総合的な権利擁護支援等の枠組みの中で本人が支援を受けて行うこと、現在利用されている後見制度支援信託や支援預貯金のよう

な仕組みを後見の手続外でも利用できるような仕組みとすることを検討すること、本人による少額の取引行為について事後的な無効の主張により金融機関が二重払いを強いられる懸念を払拭すること（これにより、本人による取引を可能とすること）が方策として挙げられた。

5

4 法定後見以外の支援等があること

法定後見を開始した後に法定後見以外の支援等によって本人が法定後見の取消権（同意権）や代理権による保護をする必要がない状況になったことをもって、法定後見開始の原因が消滅したと整理することができることも考えられる。

10

このような「法定後見以外の支援等」としてどのようなものが想定されるかという点については、既に開始した法定後見による保護を代替するものであり、かつ法的な権限としても問題のないもの（法定後見を終了させて問題がないといえるもの）である必要があるという考え方があり得る。例えば、法定後見の開始後に、親族による支援が受けられるようになったとしても、これによって法定後見による保護の必要性が消滅したといえるかという点については、その親族による支援がどのような権限に基づくものであるかなどの点を踏まえて検討する必要があると考えられる。

15

また、これまでの審議において、法定後見以外の支援があることのみをもって法定後見開始の原因が消滅したとすべきではないという意見があった。この意見の立場によれば、法定後見以外の支援等を当然に法定後見に優先させることにはならないように思われる。

20

なお、この点に関連して、法定後見以外の支援があるとしても本人が法定後見制度による保護を希望している場合には、法定後見制度による保護を終了すべきではないとの考え方があるようにも思われる。しかし、このような考え方は、その前提として、法定後見制度の利用に係る本人の判断能力の有無を考慮する必要があるように思われる。そして、本人に法定後見制度の利用について判断する能力がない場合には、法定後見と法定後見以外の支援等のいずれかを優先するという判断を本人の意向によって正当化することができるのかについて慎重な検討が必要であるように思われる。

25

30

5 本人の請求又は同意を要件とする審判の確定後に本人が法定後見による保護を望まなくなった場合等

現行法の本人の請求又は同意を必要とする審判（保佐人に代理権を付与する審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する審判及び補助人に同

35

意権を付与する審判)では、本人の請求又は同意は、審判をするために必要な要件とされているため、これらの審判が確定した後に、本人がこれらの審判による同意権(取消権)や代理権による保護を望まなくなったことをこれらの審判を取り消す事由とはしていない。なお、本人が法定後見による保護を望まなくなった場合には、本人が同意権や代理権による保護の必要性がなくなると主張して、取消しの審判の申立てをすることができる。

この点について、本人の同意があることを制度利用の理念的な正当化根拠として捉えるのであれば、本人が法定後見による保護を望まなくなったことをもって制度の利用を終了させることが一貫するという考え方がある。

もっとも、このような考え方に対しては、意思の認定に過大な負担を強い運用をもたらす懸念や取消しと申立ての繰り返しにより安定した制度運用が困難となる懸念を踏まえて慎重に検討する必要があるとの意見や、判断能力の不十分な本人に取り入って法定後見を終了させるといった親族間、関係者間の紛争の手段を与えることになりかねないといった懸念を示唆する意見があった。

これらの審判において本人の請求又は同意が要件とされているのは、審判の対象となる本人が、判断能力が不十分であるとはいえこれらの審判の効果を受け入れることに係る意思能力のある者であることを踏まえ、自己決定を尊重する(本人の意思に反して法定後見を開始することを防ぐ)趣旨であると考えられる。そうすると、本人の請求又は同意は、審判時に確認されれば足りるのであって審判後も同様の意思が継続している必要はないと考えられ、本人が審判後に翻意して審判の取消しを求めたとしても、事情変更によりその審判の正当性が直ちに失われたとはまではいえないという考え方もあり得るように思われる。

このように解したとしても、前記のとおり、本人が法定後見による保護を望まなくなった場合には本人が取消しの申立てをすることができ、それを踏まえて具体的な保護の必要性が失われたことを理由に、申立てによって審判を取り消すことが考えられる。

6 法定後見を終了する際の保護者の事務(財産の引継ぎ)

(1) 財産の引継ぎ

法定後見の保護者に個別的な代理権が付与され、その対象行為が終了し、法定後見を終了するときに、保護者の管理する本人の財産がある場合には、その財産を適切に引き継ぐ必要があり、通常は、当該財産の所有者である本人に引き継ぐことになると思われる。もっとも、本人が判断能力

を欠く常況にある場合に当該財産を引き渡すことについては、特に財産が高額である場合には、適切な財産管理がされないことにより本人に不利益が生じる可能性を考慮し、躊躇する意見があった。

後見終了後の財産管理は、後見事務に当然に含まれるものではなく、保護者が後見終了後の本人の財産管理の在り方を定めることが直ちに正当化されるものではないという考え方も示されている。代理人に個別的な代理権を付与するのであれば、当該代理権に関する財産を除き、本人が財産管理権を有するのであるから、法定後見を終了する以上は本人に財産を引き継ぐことになり、その財産の取扱いに支障がある場合には、再度、所定の申立権者が法定後見の開始の審判を申し立てることになるという考え方もあり得る。

他方で、これまでの審議では、判断能力を欠く常況にある本人が多額の金銭を持つ状態で法定後見を終了することのないように、信託等の仕組みを利用するなどして、法定後見を終了した後の本人の財産管理が円滑に行われるよう保護者において整備することが必要であるという考え方があった。この考え方を徹底するのであれば、保護者は法定後見の終了に当たり、終了後の本人の財産管理体制を整備する義務を負うこととなり、仮に当初付与された代理権によって、このような整備に必要な法律行為をすることができない場合には、保護者において必要な法律行為をするための代理権付与を新たに申し立てることを認める必要性についても検討する必要があるとの考え方があり得るように思われる。

(2) 法定後見の開始時とは異なる必要性が生じる場合

当初の代理権による保護の必要性が消滅したが、新たな代理権による保護の必要性が生ずることがあり得る。

前記のとおり、現行法においては、代理権の審判の全部又は一部の取消しと追加的な代理権の審判によって対応することが予定されているものと思われる。

7 法定後見制度を再度利用する際に速やかに開始されるための方策

法定後見が終了した後に再度法定後見の申立てをする場合には、申立人は、改めて必要な書類を準備し必要な手数料等を負担することになる。また、家庭裁判所においても相当の期間をかけて所要の審理を行うことになる。

費用面については、例えば、東京家庭裁判所に法定後見の開始の申立てをする場合には、令和6年11月時点で、申立手数料800円（保佐・補助における同意を得なければならない行為の定め申立て、代理権の付与の申

立ての申立手数料はそれぞれ８００円)、後見登記手数料２６００円、送達・送付費用(後見申立てには４０００円、保佐・補助申立てには５０００円)が必要であるとされており、更に必要に応じて鑑定費用の予納を求められることがある。

5 審理期間については、令和５年の成年後見関係事件の概況によれば、成年後見関係事件の終局事件合計４０，６６５件のうち、２か月以内に終局したものが全体の約７１．８％(前年は約７１．９％)、４か月以内に終局したものが全体の約９３．７％(前年は約９３．７％)である。

10 判断能力の回復しない本人について法定後見を終了することとしたり、必要に応じて個別の権限を付与したり取り消したりすることとする場合には、本人を含む申立人や家庭裁判所において都度負担が生じることを否定することはできないと思われる。

15 このような負担を軽減するための方策として、これまでの審議では、前回の法定後見の利用からの期間が短く、本人の状況に変化がない場合には、裁判所に提出済みの書類の一部の援用を認めたり、鑑定を省略することができる要件を明確化しておく等の工夫があり得るのではないかとの意見があった。なお、再度の法定後見開始を見越して、法定後見開始の審判を取り消さずに保護者選任の審判のみ取り消すという方法については、メリットはないとして反対する意見があった。

20 2 期間の設定等

法定後見の開始の要件が消滅していないかを定期的に確認する機会を制度的に確保する方法として、法定後見の開始に当たり、その期間を設けることを支持する意見があるが、期間を満了することの効果などについて多様な考え方が出されている。

25 そこで、法定後見の開始に当たり、期間を設定することについて、その要否を含め、どのように考えるか。

(説明)

30 1 問題の所在

法定後見を終了する事由(現行法では審判取消しの事由)が存在していないかを定期的に確認する機会を制度的に確保する方法として、法定後見制度に保護者が取消権(同意権)や代理権を有する期間を設けることが考えられるとの意見がある。

35 もっとも、期間を設けることとするかについて検討を進めるに当たって

は、「期間を定めること」とは実際にどのような内容であるのか（意義）や期間の定め方、期間の満了の効果（保護者の実体法上の代理権や保護者の同意を得なければならないとの効果がどうなるのか、手続として取消しの審判を必要とするのか）、期間の満了時の取扱いなどを整理する必要があると思われる。

2 法定後見の開始に当たって期間を定めること

(1) 法定後見の期間を定めることの意義

ア これまでの審議において、期間を定めることの意義については、例えば、法定後見を終了する事由が存在していないかを定期的に確認する機会を設けるための期間であるとの意見などが出されているが、検討を進めるには、更に具体的な内容を整理する必要があるように思われる。

イ 例えば、現行の補助の制度を参考にすると、補助の制度においては、補助開始の審判と保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判がある。

そして、保護者の同意を要する旨の審判において一定の期間を設けるとすると、例えば、審判確定後○年間、本人が特定の法律行為（実務では「別紙同意行為目録記載の行為」など）をするには保護者の同意を得なければならない旨の審判などがされることとなることが考えられる。また、代理権を付与する審判において一定の期間を設けるとすると、例えば、審判確定後○年間、本人のために特定の法律行為（実務では「別紙代理行為目録記載の行為」など）について保護者に代理権を付与する旨の審判などがされることが考えられる。なお、法定後見開始の審判（補助の制度でいうと補助開始の審判）において一定の期間を設けるとする考え方があるとする、そこで定める期間の対象について更に整理が必要であるように思われる。

ウ 他方で、個別の必要性に基づき代理権を付与する場合には、代理権の対象行為をある程度詳細に定めることで、当該対象行為の終了により代理権は役割を終えるものとなるようにも思われることからすると、期間を定めなければ対応することができない具体的事情について整理をする必要がある旨の意見があった。

エ なお、実務上は、家庭裁判所による定期的な監督が行われており、家庭裁判所への報告も見直しの機会として機能すると思われることから、

これに加えて審判において期間を定める必要性があるのかという点についても検討に当たり留意する必要があるように思われる。

(2) 期間の定め方

期間の定めについては、必ず定めなければならないものとするか、必要に応じて期間を定めることができる（定めないこともできる）ものとするかなどについて、検討することが考えられる。

また、期間の長さについては、標準となる期間を法定する方法、上限の期間を法定しておき、裁判所が事案の性質を見て個別に期間を定める方法、代理権の対象となる法的課題が終了するまでというような不定期の終期を定めるという方法なども含めて検討する必要があると考えられる。

もっとも、これらは、期間を定めることの目的が法定後見を終了する事由（現行法では審判取消しの事由）が存在していないかを定期的に確認することにあることを踏まえて、検討する必要があるように思われる。

3 期間の満了の効果、期間の満了時の取扱い等

(1) 期間の満了の効果

ア 審判において期間を定める場合には、通常は、所定の期間の満了によりその審判によって発生した法的効果は当然に終了すると思われる。例えば、親権停止の審判（民法第834条の2）では、家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、2年を超えない範囲で、親権を停止する期間を定めるものとされている。そして、これは期限の定めのある停止であると考えることができ、期間の満了（期限の到来）によって親権の制限は当然に終了するものと解されている。

イ しかし、一定の期間を満了したときに法定後見開始の原因が消滅したか否かを問わずその審判によって生じた効力が消滅するものとしてしまうと、予期せぬ終了により本人の利益が損なわれる可能性が高い（仮に更新等の仕組みを設けたとしても、保護者が適切な手段を採らなければ法定後見が終了することとなる）として慎重な立場の意見が出された。さらに、必要性に応じてスムーズに継続するために、更新原則等の考え方を採用することもあり得るという意見も出された。

ウ 期間の満了時の取扱いについては、期間を定めることの目的を踏まえて検討する必要があるように思われる。

期間を定めることの目的が、法定後見を定期的にスクリーニングして終了させるべきものを終了させること（ひいては法定後見制度の利用を必要最小限にすること）にある点を重視すると、一つの考え方とし

ては、法定後見の効果である保護者の代理権や保護者の同意を得なければならないものとするについて、期間の満了によってこれらの効果が消滅し、法定後見制度の利用を必要とする者（通常は、本人、当初の申立権者及び保護者）がその時点における法定後見による保護の必要性等を資料とともに家庭裁判所に申し出なければならないという制度設計が考えられる。この制度設計は、期間の満了によりその審判によって発生した法的効果は当然に消滅するとの整理と親和的であると思われる。

他方で、当事者の保護との関係で、期間の満了によって自動的に一旦終了するものとするのは当事者の保護に欠けるという考え方によれば、例えば、家庭裁判所による審判の取消しを待つて法定後見を終了させるという制度設計もあり得ると思われる。もっとも、このような制度設計は、法定後見開始の審判において開始の審判による効果に期間を定めるものというよりは、法定後見の開始の審判から一定の期間が満了したことを法定後見の終了事由とするという制度のようにも思われる。また、この制度設計では、審判の取消しの申立てがなければ、法定後見が継続することになるように思われるため、期間を定めることの目的を達成するために、保護者に適切な取消しの申立てを促す方策等と併せて検討することも考えられるように思われる。

なお、期間の満了前の時点で保護者からの報告を求め、その報告を踏まえて家庭裁判所が更新するかを判断する仕組みについて言及する意見もあった。このような考え方については、現行法において、法定後見開始の審判等の取消しは、民法上、所定の者（主に開始の審判の請求をすることができる者）の請求により取り消す旨の規定が設けられており、家庭裁判所が職権により審判の取消しをすることはできないと解されていることとの関係を整理する必要があるように思われる。

(2) 期間の伸長又は更新

期間を満了する時点で法定後見による保護の必要性がなお存続すると考えられるときは、申立てにより、改めて終期を定めることも考えられる。その法的構成としては、期間の伸長又は更新があり得ると考えられる。

家庭裁判所による期間の伸長の例としては、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長（民法第915条第1項ただし書）がある。これは、相続財産の構成の複雑性、所在地、額、相続人の海外や遠隔地所在等により調査考慮に3か月以上の特別の手数や期間を要すると認められる場合に与えられるものである。これを参考にすると、家庭裁判所において、個別の

事案において法定後見による保護の必要性が存続する期間を認定し、期間を伸長するという変更の審判をすることになると考えられる。

家庭裁判所による期間の更新の例としては、遺産分割禁止の期間の更新（民法第908条第5項）がある。これは、家庭裁判所に遺産分割審判の請求がある場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができ、その期間について、5年以内の期間を定めて更新することができるというものである。これを参考にすると、家庭裁判所は、基本的には、当初の審判と同様の条件で更新するという変更の審判をすることになると考えられる。

(3) 期間の短縮

期間内に法定後見による具体的な保護の必要性が消滅する場合には、これにより法定後見開始の原因が消滅したとするのであれば、申立てにより審判の取消しをすることが考えられる。なお、期間の満了により、当然に法定後見が終了すると考えるのであれば、期間を短縮するという変更の審判をするという考え方もあり得るが、期間を短縮する審判をする時点で法定後見開始の原因が消滅しているのであれば、端的に審判の取消しをすることで足りるように思われる（近い将来に法定後見の開始の原因が消滅することが確実であるようなケースでは、それに併せて期間を短縮する実益があるようにも思われるが、定期的に法定後見開始の原因が消滅しているかを確認するとの期間の目的の関係からすると、そこまでの規律を準備する必要があるのかについて更に整理をする必要があるように思われる。）。

第2 成年後見人等の交代等（辞任・解任を含む。）

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人のことをいう。以下同じ。）が円滑に交代することができるなど本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができる仕組みを設けることを検討することが考えられる。

この検討に当たり、①現行の制度では対応ができない事情など、本人の状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることの仕組みを設ける具体的必要性をどのように考えるか、そしてそれを踏まえ、②成年後見人等に現行の解任の事由がない場合であってもその職を解くべきときの要件、③家庭裁判所が審理判断をする場合の資料について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

成年後見人等の交代に関する直接の規律は現行法には設けられていない。成年後見人等の柔軟な交代が実現しないことから本人が適切な成年後見人等による保護を受けることができていないケースがあるとする、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることを可能にするための仕組みを検討することが考えられる。

もっとも、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることを可能とすることについては、現行法下においても、成年後見人等を複数人選任して事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることにより、達成し得る場合があるとも考えられる。また、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能にする見直しをすることとする場合には、それにより本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることが可能になるとも考えられる。

そこで、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができる仕組みを検討するに当たっては、主に、①現行の制度や見直し後の成年後見制度において本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができない具体的事情を整理するとともに、②その整理を踏まえて、成年後見人等に現行の解任の事由がない場合であつてもその職を解くべきときの要件、③その要件の下で家庭裁判所が審理判断をする場合の資料についてそれぞれ検討する必要があると思われる。

2 現行の制度や見直し後の成年後見制度において本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができない具体的事情（前記1の①）

(1) 総説

これまでの部会では、成年後見人等の交代など本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けるためにどのような仕組みにするかを検討するに当たっては、現行の制度において、本人やその関係者が成年後見人等の職を解くことを希望してもそれがかなえられない事例を踏まえ、それを元に検討する必要があるとの意見があつた。

そこで、現行の制度や見直し後の成年後見制度において、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができない具体的事情を整理する必要があると考えられる。

(2) 現行の制度

ア 成年後見人等の選任については、成年後見人等は家庭裁判所により選任され、家庭裁判所は、成年後見人等を選任するには、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無（成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人との利害関係の有無）、本人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないとされる（民法第843条、第876条の2、第876条の7）。このように、成年後見人等の選任については、家庭裁判所が常に職権で個々の事案に応じた適任者を選任するものとされている。

イ また、複数成年後見人等の制度については、家庭裁判所は、成年後見人等が選任されている場合においても、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、更に成年後見人等を選任することができる（民法第843条第3項、第876条の2、第876条の7）。

この点、平成11年改正前の民法は、後見人や保佐人は一人でなければならない旨規定していたが（旧民法第843条）、平成11年の改正において、当時、本人の状況によっては、後見等の事務の遂行のために複数の成年後見人等を選任するほうが適切である場合があり得ることが指摘され、財産管理と身上保護を各分野の専門家（法律実務家と福祉の専門家）が分担したり、親族と特定分野の専門家とが共同して行ったりするなど、チームを組んで後見等の事務を遂行することが効果的な場合や、入所施設における日常の財産管理等を担当する成年後見人等と遠方の住所地の財産管理を担当する成年後見人等を選任する必要がある場合等が想定され、成年後見制度を利用する者の多様なニーズに対応するために後見等の態勢についての選択肢を広げる観点から、複数の成年後見人等を選任することができるように改正された。そして、複数の成年後見人等の選任を認める場合には、その間の意見の対立により事務の遂行に支障を来すことのないよう、複数の成年後見人等の権限関係に関する調整規定が併せて設けられた（民法第859条の2、第876条の5第2項、第876条の10。運用の例として、財産管理に関しては弁護士の成年後見人が担当し、身上保護に関しては社会福祉士等の成年後見人が担当することなどを想定することができる。）。）。。

(3) 本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができない具体的事情の整理

ア これまでの部会では、成年後見人等に包括的な権限が付与されてい

る場合には成年後見人等の職を解く仕組みが必要ではないかとの意見が出された。

この場合に関して、本人の状況や法定後見に関する主たるニーズについて、開始の審判をした時から変化が生じていないときは、現行の制度において、家庭裁判所が個々の事案に応じた適任者を成年後見人等として選任することができる仕組みが設けられており、基本的には適切な成年後見人等による保護を受けることができると考えられる。

他方で、本人の法定後見に関する主たるニーズが当初から多様なものであったり、開始の審判の後に変化を生じたりしたときについては、就任した専門職後見人がこれに対応することができず、本人に後見制度に対する不満が生ずるケースがあるとの意見が出されており、対応する仕組みを検討する必要があるようにも思われる。

この本人のニーズが多様なものである場合やニーズに変化が生じた場合に関しては、現行の制度においても、それに対応するため複数成年後見人等の制度が存在しており、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができる仕組みが存在しているとも考えられる。

もっとも、成年後見人等の複数選任の方策については、報酬が過分に必要であって本人の負担になるとの意見が出されている。なお、本人の報酬の負担の問題については、成年後見人等の報酬の額の算定を本人の財産額のみではなく、どのような事務を行ったかを評価すべきとの考え方との関係も整理することが考えられるように思われる。

イ また、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能にする見直しを行うこととした場合に関して、これまでの部会において、例えば、そのような見直しをしたとしても、本人についてどのような福祉サービスを利用するのが適切であるかとの検討をするに当たっては成年後見人等が一定期間継続的に関与する必要があるケースなど生じ得ることから、見直し後の制度においても成年後見人等の職を解く仕組みが必要であるとの意見が出された。

もっとも、このようなケースは、成年後見人等の関与が継続している間に法定後見に関する本人の主たるニーズに変化が生ずる場面とは異なるように思われる。仮に当初からのニーズに変化が生じていない場合であれば、前記のとおり、適切な成年後見人等を選任することによって対応することが考えられる。また、当初からニーズが多様であるときは、複数選任によって対応することも考えられる（なお、報酬が過分と

なる意見があることに留意する必要がある。))。

他方で、法定後見に関する本人の主たるニーズに変化が生じていない場面であっても、法定後見が一定期間継続するとその間に成年後見人を強制的に辞めさせる必要があるケースがなお生ずるとの指摘であるとも考えられる。仮にそのような指摘であるとする、ニーズに変化が生じておらず、現行の解任事由が存在しないにもかかわらず、成年後見人等を強制的に辞めさせる必要があるケースがどのようなケースであるのかについて、更に整理して、その対応を検討する必要があるように思われる。

また、見直し後の制度において個別の代理権等の必要性を考慮して、必要な範囲で成年後見人等に代理権等を付与する仕組みとするときは、本人のニーズが変化することによって必要となる代理権等の内容に変化が生ずると追加的に代理権等を付与することとなり、そのために適切な成年後見人等を併せて選任することができるように思われる。

ウ 以上を踏まえると、後記において現行の解任の事由がない場合であってもその職を解く仕組みを設けることの要否、仕組みを設けるときの要件などを検討するに当たっては、本人がその状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けるとの観点から、現行の制度などにおいて対応することができない場面（具体的事情）について、更に整理をすることが必要であるように思われる。

3 成年後見人等に現行の解任の事由がない場合であってもその職を解くべきときの要件（前記1の②）

(1) 総説

これまでの部会では、成年被後見人等に現行の解任の事由がない場合であってもその職を解くことができるようにするとともに、その場合には欠格事由とはしないことが考えられるとの意見や、解任を容易に認めるとすれば親族間の紛争を助長するおそれがあり、義務違反が認められる場合に限ってその職を解くことができるようにすべきとの意見、成年後見人等において解任されるべき落ち度がない場合であっても別の成年後見人等の方が幸せに生活することができるとの本人の意向を酌むことができる制度が必要ではないかとの意見等が述べられた。

そこで、成年後見人等に解任の事由がない場合であってもその職を解くべき要件を検討する必要があると考えられる。なお、要件の検討に当たっては、上記のとおり、現行の制度や見直し後の成年後見制度においてこ

の点について対応できない場面（具体的事情）を踏まえて検討することが必要であると考えられる。

(2) 成年後見人等の解任及び欠格事由に関する現行法の規律等

ア 現行法の規律

5 現行の制度においては、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる（民法第846条。保佐の制度、補助の制度も同様（第876条の2第2項、第876条の7第2項））。

10 また、家庭裁判所から解任された成年後見人等は後見人等となることができないこととされている（解任されたことが成年後見人等の欠格事由とされている。民法第847条第2号。（保佐の制度、補助の制度も同様（第876条の2第2項、第876条の7第2項）））。

15 上記の規律は、明治31年法律第9号により設けられた後見（以下「明治民法における後見」という。）の仕組みにその起源を有するものであるため、明治民法における後見の仕組みについて概要を整理する。

イ 明治民法における後見の仕組み

20 明治民法における後見では、禁治産の宣告があったときは後見が開始するとされており、禁治産者のための後見人は、親権者や配偶者、戸主、親族会で選任された者など、法律で定める順序により就任するとされていた（当時の民法の規定の第902条以下）。そして、後見人になることは法律上の強制負担とされており、法律に定める事由がある場合でなければその任務を辞することが許されておらず、一方、後見人となるべき法定の順位に該当しても当然その任に就き得ないものとして

25 法律上欠格事由が定められていた。

このように、明治民法における後見に関しては、後見人の選任について、現行の制度とは異なり裁判所の関与が予定されておらず、法律で定められた者が就任するとされていた。

(3) 他人の財産を管理する者に関する他制度の規律

30 法定後見制度は他人の財産を管理する側面を有しているところ、他制度における他人の財産を管理する者について、その職が解かれる仕組みについて整理する。

ア 不在者の財産の管理における管理人の改任

35 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管

理人を改任することができる（民法第26条）。

そして、この改任に関する審判については、即時抗告に関する規定は設けられていない（家事事件手続法第85条第1項、第145条から第147条まで参照）。

5 イ 所有者不明土地管理人の解任

所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる（民法第264条の6第1項）。

10 そして、この解任の裁判に対しては、利害関係人は即時抗告をすることができる（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第90条第14項第2号）。

なお、管理不全土地管理人についても同様の規律がある（民法第264条の12第1項、非訟事件手続法第91条第8項第3号）。

15 ウ 親権喪失、親権停止及び管理権喪失

親権喪失、親権停止及び管理権喪失に関し、次の規律がある。

(ア) 親権喪失

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときを除き、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる（民法第834条）。

25 この民法第834条は、平成23年法律第61号によって改正されたものであるが、その改正前の民法第834条では、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。」とされていた。

30 この規定について、当時の家庭裁判所の実務では、親権の濫用等がありそれによって子の利益が著しく害されているときに親権の喪失の宣告が可能と解されていた。しかし、改正前の文言では、子の利益が著しく害されている状況があるといった点が明示されていないなど、必ずしも意味内容が明らかではなく、この点を明らかにするのが適当であるとして、上記の改正がされた。

そして、この改正後の民法第834条では、父母が疾病のために適切な親権行使ができないような事案、すなわち、親に対する非難可能性はないが親権行使が著しく困難で子の利益を著しく害する事案においても親権喪失の審判をすることができることが含まれていると解されている。

(イ) 親権停止

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる（民法第834条の2第1項）。また、家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める（民法第834条の2第2項）。

親権停止の制度は、平成23年法律第61号による改正により導入された仕組みであり、その背景には、親権を喪失させるまでには至らない比較的程度の軽い事案や一定期間の親権制限で足りる事案において、必要に応じて適切に親権を制限することができるようにすることがある。

(ロ) 管理権喪失

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる（民法第835条）。

(ハ) 即時抗告

親権喪失の審判、親権停止の審判及び管理権喪失の審判に対しては、法律に定める者は即時抗告をすることができる（家事事件手続法第172条第1号から第3号まで）。

エ 遺言執行者の解任

遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができる（民法第1019条第1項）。

そして、この解任の審判に対しては、遺言執行者は即時抗告をすることができる（家事事件手続法第214条第4号）。

オ 破産管財人の解任

裁判所は、破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産管財人を解任することができる（破産法（平成16年法律第75号）第75条第2項前段）。

5 そして、この解任に関する裁判に対しては、即時抗告に関する規定は設けられていない（破産法第9条参照）。

(4) 現行の解任の事由がなくとも成年後見人等の職を解く規律を設けるときの要件等

10 ア 本人の意向のみに基づいて成年後見人等の解任と選任が繰り返されると制度を安定的に運用することは困難であるように思われる（部会では、本人の親族や周囲の者が、自身の有利になるように法定後見制度を利用するために「本人の意向」を誘導するなどして、本人や家庭裁判所が親族間紛争に巻き込まれる要素をもたらすことになることを懸念する意見も出された。）。そうすると、単に本人が成年後見人等と気が合わない、相性が悪いと言っている、又は、周囲の者からして相性が悪いと感じるということのみをもって成年後見人等の職を解く理由とするのではなく、成年後見人等の側や本人の側（又はその双方）に存在する事情であって、本人が適切な成年後見人等による保護を受けることができない客観的事情を考慮することが必要となる仕組みとすることが
15 20 適当であるように思われる。

 そこで、例えば、成年後見人等に何らかの義務の違反が認められる場合を念頭に置く考え方や成年後見人等の辞任の要件である「正当な事由」（民法第844条）の一つには本人又はその親族との間に不和が生じた場合が想定されていることを参考にしてこのような場合を念頭に置く考え方などがあり得るように思われ、部会においても同様の意見
25 が出された。

 成年後見人等に何らかの義務の違反を念頭に置く考え方は成年後見人等の職を解く原因を成年後見人等側に求める現行の解任の制度と親和性を有するものと思われ、他方、成年後見人等と本人又は親族との不和が生じた場合を念頭に置く考え方は成年後見人等の職を解く原因を成年後見人等側に求めるというよりもむしろ本人の利益を中心に構成しているものと思われる。
30

 なお、成年後見人等に現行の解任の事由がない場合であってもその職を解くべき要件については、安定的な運用を図るためにも客観的かつ明確な要件が必要ではないかとの意見がある。
35

イ また、部会においては、成年後見人等の地位にとどまる利益自体は事実上の利益であり、法的利益ではないのではないかとの意見が述べられ、仮に成年後見人等がその職を解かれたとしても、そのことについて成年後見人等の欠格事由を構成しないのであれば、成年後見人等がその職を解かれないことは法的利益ではないと整理することも可能と思われる（そして、この仕組みによりその職を解かれた成年後見人等は即時抗告をすることができないと扱うこともできると思われる。）。

ウ 以上を踏まえ、現行の制度等において対応できない具体的事情を踏まえつつ、新たな仕組みを設けることとする場合において、成年後見人等のその職を解く要件に関し、欠格事由との関係や解かれた場合の即時抗告の可否も含め、どのように考えるか。

4 家庭裁判所が審理判断をする場合の資料等（前記1の③）

現行の解任の事由がない場合であっても成年後見人等の職を解くことを可能とするときの要件がどのようなものになるかにもよるが、これまでの部会でされた指摘（財産管理を適切に行っているものの身上保護が問題となる場面、例えば、本人の状況に応じて関係機関の者が連携する会議などの場面に関与しない成年後見人等の交代を求める指摘）を踏まえるとすると、家庭裁判所がどのような資料に基づき、どのような審査をすることが適切であり、また、審査をすることが可能であるのかについて、検討する必要があると考えられる。

まず、部会では、申立人の限定がないと申立てが多発し混乱が生ずるおそれがあるとの意見があった。この点、家庭裁判所の審判により成年後見人等の職を解く仕組みを設ける場合には、その審判は申立てによるものと考えられ、当該申立てには要件に該当する具体的事実が申立書に記載されるときともにそれを裏付ける資料の添付が必要になると考えられる。これらを踏まえ、申立人の範囲についてどのように考えるか。

また、部会では、審査を行う家庭裁判所に適切な情報が提供される仕組みが必要であるとの意見があった。この点、上記のとおり、審判に必要な資料については、まずは申立人により提供されることになると考えられるが、これに加えて家庭裁判所に適切な情報が提供される仕組みについてどのように考えるか。

第3 成年後見人等の職務等

1 成年後見人等の職務及び義務

成年後見人等の職務及び義務に関する規律について、どのように考えるか。

(説明)

5 1 問題の所在

適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能にする見直しを行う場合には、その見直しによって、具体的な法律行為についての取消権（同意権）又は代理権を付与された成年後見人等の身上配慮義務等（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮の義務）及び財産管理上の義務（財産の調査及び目録の作成の義務）並びにその他の職務及び義務について、見直す必要があるかどうかを整理しておく必要があると考えられる。

2 身上配慮義務等

(1) 総説

15 部会では、成年後見人等は本人の意思を反映した上でその職務を行うべきであり民法第858条では不十分であるとの意見があり、他方で、広範で曖昧な義務を成年後見人等に負わせることがないよう留意する必要がある旨の意見があった。

(2) 現行法の規律等

20 成年後見人は、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、その意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされる（民法第858条）。この「（後見の）事務」とは、法律行為を指すものであり、それに付随するものは措いて、事実行為は含まれないとされている。

25 このような身上配慮義務等の存在は、契約を中心とする法律行為の中には、財産管理を主たる目的とするもののみならず、身上保護を主たる目的とするもの（介護契約、施設入所契約、医療契約等）も多く含まれており、財産管理を主たる目的とする法律行為の場合でも、何らかの形で本人の身上に関連する事項を含むことが多いことが背景にある。そして、身上配慮義務等は、成年後見人が本人に対して負う善管注意義務（民法第869条において準用する第644条）の内容を敷衍し、明確にし、具体化するものであり、成年後見人の行為規範及び事務処理の在り方に関する解釈原理を理念的に明確にすることにより、身上面の保護に関する後見事務の実効性を高めていくことに資するものとされている。

35 また、保佐人及び補助人についても、保佐又は補助の事務を行うに当た

っては、被保佐人又は被補助人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとされ、また、その任務について被保佐人又は被補助人に対する善管注意義務を負うものとされている（保佐人については民法第876条の5第1項及び同条第2項において準用する第644条、補助人については第876条の10第1項において準用する第876条の5第1項及び第644条）。そして、身上配慮義務等と善管注意義務との関係についても、成年後見人における場合と異なる旨の指摘がされている。

(3) 検討

ア 成年後見人は、本人の意思を尊重しなければならないこととされており、本人の意思を尊重するためには本人の意思を認識する必要があると思われる。そのため、本人の意思を尊重する前提として、本人の意思又は意向を確認する必要があることから、成年後見人は本人の意思又は意向を確認しなければならないとも思われ、部会では、現行の民法第858条について、成年後見人が本人の意思又は意向を確認する義務も前提にしていると解釈できるのではないかとの意見が出された。

イ 他方で、このような解釈を前提としても、現行の民法第858条では成年後見人等が本人の意思を反映した上でその職務を行うという観点から不十分である旨の意見が出されているように思われる。この点については、不十分である具体的事情を踏まえて、更に検討する必要があると考えられる。

ウ また、「意思決定支援」を、何らかの方法で民法の規定において位置付けることを検討すべきとの意見が出された。もっとも、そのような意見における「意思決定支援」の具体的な内容がどのようなものであるかについては明確であるとまでいえず、論者によって区々である可能性があるように思われる。まず、支援の対象である「意思決定」がどのようなものであるか、さらにいえば、ここでの「意思」が法的効果を生じさせることを根拠付けるものの意味で用いる意思であるか、本人の希望などを意味する意向であるか、について確認する必要があるようにも思われる。

部会では、例えば、「意思決定支援」によって自ら「意思決定」できない場合に代理権の付与が必要になるとの意見や、本人の意向・推定的意思を尊重するために「意思決定支援」が必要であるとの意見等が出されている。この意見における前者の「意思決定支援」における「意思」は法的効果を生じさせることを根拠付ける意思であるように思われ、

その意思（効果意思）を本人が表示することによって、いわゆる意思表示をすることとなるように思われる（例えば、「この介護サービスを受けたい。」という意思表示をすることとなる。この意思表示にサービス提供者が承諾すれば、その介護サービスを受けることができるが、サービスを受けた対価を支払う義務が生ずる。）。他方で、後者の「意思決定支援」における「意思」は、本人の希望などである意向の意味であるように思われる。

他方で、部会では、「意思決定支援」という概念を用いるのではなく、例えば、成年後見人等から本人に適切な情報を提供するように努めるなどのように既存の法理を使って成年後見人等がすべき内容を具体化していくことも考えられるのではないかと意見が出された。

エ なお、成年後見人等に対して義務を新たに設ける場合には、その義務に違反した場合の効果についても整理しておく必要があるように思われ、代理権の行使や取消権の行使の場面における義務違反の効果については、代理権の行使や取消権の行使の在り方について検討する際に併せて検討することが考えられる。

オ また、部会では、規定ぶりの明確化や規定の位置などについて検討することが考えられる旨の意見が出された。これらについても、規律の実質に関する検討を踏まえて、引き続き、整理することが考えられる。

カ 以上を踏まえ、成年後見人の身上配慮義務等に関する規律について、その見直しの必要性を含めてどのように考えるか。

3 財産管理上の義務

(1) 総説

現行法の成年後見人等の財産管理上の義務に関する規律は、現在の成年後見制度を前提にしたものであり、例えば、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用にすることを可能にする見直しを行う場合には、成年後見人等の財産管理上の義務もそれに対応したものにするかについて検討する必要があると考えられる。

(2) 現行法の規律等

成年後見人は、就任した際には、成年被後見人の財産を調査し、かつ、その目録を作成する義務を負う（民法第853条第1項）。また、任務が終了したときは、管理の計算を行う義務を負う（民法第870条）。これらの義務は、成年後見人が、成年被後見人の全ての財産について包括的な財産管理権を有すること（民法第859条第1項）を背景とする。

また、保佐人及び補助人については、成年後見人とは異なり包括的な財産管理権を有するものではないが、保佐又は補助の任務に対応する義務として、当該任務が終了したときに、当該任務に関する計算の義務を負うものとされている（保佐人については民法第876条の5第3項において、補助人については第876条の10第2項において、それぞれ準用する第870条）。

(3) 検討

適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用にすることを可能にする見直しを行う場合には、当該成年後見人等は、包括的な財産管理権がなく、本人の全財産を調査する権限もないと考えられることから、本人の財産を調査し、かつ、その目録を作成する義務を負うことはなく、このような者は、現行の保佐人や補助人のように、その付与された権限の対応するものとして、任務が終了した場合に、当該任務に関する管理の計算の義務を負うものとも考えられる。

以上を踏まえ、成年後見人等の財産管理上の義務に関する規律についてどのように考えるか。

4 その他

(1) 成年後見人等が本人の財産状況を正確に把握できるような仕組み等

ア 部会では、成年後見人等について、その権限が限定されていた場合であっても、その職務を適切に行うためには、その権限の内外を問わず本人の財産状況を把握している必要があり、そのために財産調査の権限を付与するなどにより成年後見人等が本人の財産状況を正確に把握できるような制度を設ける必要があるとの意見があった。

この点、成年後見の事務の監督として、家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができるとされている（保佐及び補助も同様。家事事件手続法第124条、第133条、第142条）。

このような規律が存在することを踏まえ、成年後見人等が本人の財産状況を正確に把握できる仕組みを新たに設けることについて、現行の制度では対応することができない具体的事情を含め、どのように考えるか。

イ 部会では、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能にする見直しを行う場合に、その見直しによって具体的な法律行為についての取消権（同意権）又は代理権を付与された成年後

見人等が、付与されていない取消権（同意権）又は代理権の追加的な付与を求める申立てをする（法的）義務があるのかについて整理すべきである旨の意見が出された。

この点について、部会では、付与された個別の取消権（同意権）又は代理権の関係で、身上配慮義務等を尽くすかが問題となるのであって、保護者が本人の生活全般を見渡す義務が当然に生ずるものではないと考えるべきである旨の意見も出された。

そこで、取消権（同意権）又は代理権の追加的な付与を求める申立てをする義務があるか否かについて整理することの前提として、それらの追加的な付与を求める申立てをする義務が生ずるか否かが問題となり得る具体的な場面がどのような場面であるのかを確認する必要があるように思われる。その上で、そのような場面において、保護者と他の法定後見の申立権者との違い（保護者が親族である場合に他の親族も法定後見の申立権者であるが、何らかの取消権（同意権）又は代理権を有する保護者に選任されたことによって、他の親族と異なる義務を負うとするとその理由）、義務を負うことの理由等を検討することになるように思われる。

(2) 医療の場面における同意

ア 部会では、医療の場面における同意などの本人の身上保護に関する決定権限について、成年後見人等との職務との関係の位置付けを議論する必要がある旨の意見があった。この点については、平成11年の改正時においても議論がされており、また、部会における意見聴取においても参考人から意見が述べられているため、以下、この点について整理する。

イ 平成11年の改正時においては、治療行為その他の医的侵襲（以下単に「医的侵襲」という。）に関する決定や同意について、その権限を成年後見人等に与える制度を採用している海外の例はあるものの、民法等において同様の制度を設けることの適否については議論があるとされていた。そして、成年後見の場面における医的侵襲に関する決定や同意という問題は、一時的に意識を失った患者又は未成年者等に対する医的侵襲に関する決定や同意と共通する問題であり、それら一般の場合における決定権者や同意権者、決定や同意の根拠やその限界等について社会一般のコンセンサスが得られているとは到底いい難い状況の下で、本人の自己決定及び基本的人権との抵触等の問題についての検討も未解決のまま、民法の改正に際して成年後見の場面についてのみ

医的侵襲に関する決定権や同意権に関する規定を導入することは時期尚早であるとの結論に至ったとされた。換言すれば、この問題は、医療行為について本人の判断能力に問題がある場合における第三者の決定や同意全般に関する問題として、医療の倫理等に関する医療専門家等の十分な議論を経た上で、時間をかけた検討に基づいて慎重に立法の要否や適否を判断すべき事柄であり、当面は社会通念のほか、緊急性がある場合には緊急避難や緊急事務管理等の一般法理に委ねることとせざるを得ないとされた。

ウ また、部会における意見聴取では、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に所属する参考人から、成年後見人に就任している特別養護老人ホームの職員において、医療機関から本人に対する医療行為の同意を求められることが多いが、自身の仕事に含まれない旨伝えても聞かれることがあり困惑することがあるとの事例の紹介があった。

エ 医療の場面における同意に関し成年後見人等が関与することについて、平成11年の民法改正時における議論や部会における意見聴取の結果等を踏まえ、どのように考えるか。

2 成年後見人等の監督

成年後見人等の監督に関する規律について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

本人が、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能とするなどの制度の見直しをすることとする場合には、その見直しによって、具体的な法律行為についての取消権（同意権）又は代理権を付与された成年後見人等に対する監督の在り方について、見直し必要があるかどうかを整理しておく必要があると考えられ、主に、①監督の主体、②監督の具体的内容についての整理を検討することが考えられる。

2 現行法の規律

現行法では、家庭裁判所は、いつでも成年後見人等に対し法定後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は法定後見の事務若しくは成年被後見人等の財産の状況を調査することができ、また、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人をいう。以下同じ。）、成年被後見人等若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、

成年被後見人等の財産の管理その他法定後見の事務について必要な処分を命ずることができる（民法第863条、第876条の5第2項、第876条の10第1項）。

また、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、本人、その親族若しくは成年後見人等の請求により又は職権で、成年後見監督人等を選任することができ、成年後見監督人等は、成年後見人等の事務を監督する（成年後見について民法第849条、第851条第1号。保佐については第876条の3第1項、同条第2項において準用する第851条第1号、補助については第876条の8第1項、同条第2項において準用する第851条第1号）。

その上で、成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、成年後見監督人等、成年被後見人等若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる（民法第846条、第876条の2第2項、第876条の7第2項）。

さらに、家庭裁判所は、適当な者に、法定後見の事務若しくは成年被後見人等の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができるとされている（家事事件手続法第124条第1項、第133条、第142条）。

3 監督の主体（前記1の①）

部会では、監督は成年後見人等の選任や解任と密接に関連する仕組みであるからその主体は成年後見人等の選任や解任を行う家庭裁判所が担うことが適切との意見や仮に家庭裁判所以外の機関が担う場合にはその費用負担により本人の制度利用を妨げることがないようにしないといけない旨の意見があった。以上を踏まえると、一定の法律行為を目的として成年後見人等が選任される場合であっても、成年後見人等を選任し、解任する家庭裁判所がその監督を担うことが相当であると考えられるが、この点についてどのように考えるか。

4 監督の具体的内容（前記1の②）

部会では、適切な時機に、必要な範囲、期間で法定後見制度を利用することを可能とするなどの見直しをした場合には、監督の対象はその限定された目的、権限行使に対してのみとすべきとの意見があり、この意見は、成年後見監督人等や家庭裁判所が成年後見人等に対して「後見（保佐又は補助）の事務」（民法第863条第1項、第876条の5第2項、第876条の1

0第1項)の報告を求めたり、その調査をしたりすることができるとの規律を念頭に置いたものと思われる。

他方で、権限外の事柄であっても成年後見人等が得た情報を前提に一定の義務が発生しその履行について監督の対象となり得るとの意見があった。もつとも、成年後見人等の権限外の事柄についても監督の対象となり得るとの点については、問題となり得る具体的な場面を整理することに加え、監督の前提として成年後見人等が権限外の事柄についても義務を負う法的根拠(前記の成年後見人等の職務及び義務の範囲の議論とも関連するものと思われる。)や家庭裁判所がそのような事柄について監督すべき法的根拠、仮にそのような事柄について監督の対象とした場合にどのような監督がされるべきか等を整理する必要があると思われる。

また、成年後見人等の権限の適正行使の観点から、成年後見人等の権限行使の際に、成年後見監督人等の同意を得て行うなど成年後見監督人等が成年後見人等の権限行使に介入できる仕組みも考えられるのではないかとの意見があった。

以上を踏まえ、監督の具体的内容について、どのように考えるか。

3 成年後見人等の報酬

成年後見人等の報酬の規律について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

部会では、成年後見人等に報酬請求権を認めることの是非について意見が述べられるとともに、成年後見人等に対する報酬の額について予測可能性を高めることが必要であるとの意見が述べられた。

そこで、①成年後見人等による報酬請求、②報酬額の算定の在り方について検討する必要があると考えられる。

2 現行法の規律

家庭裁判所は、成年後見人等に対し、成年後見人及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当の報酬を与えることができるとされている(成年後見について民法第862条。保佐については第876条の5第2項において、補助については第876条の10第1項において、それぞれ準用する第862条)。その趣旨は、成年後見人等の適任者の確保及び事務処理の実効性の担保にあると指摘されている。

3 受任者等の報酬に関する規律

部会では、他人の事務を処理する者についての私法の原則は無報酬であり、その根拠は沿革に求められる旨の意見があったので、民法における受任者の報酬の規律、商法（明治32年法律第48号）における報酬請求権の規律、信託法（平成18年法律第108号）における受託者の信託報酬の規律について整理する。

(1) 民法における受任者の報酬の規律

受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない（民法第648条第1項）。

民法第648条第1項は、委任契約は原則として無償であることを明確にし、例外的に、特約がある場合に限り受任者は報酬を請求することができるものとする。

委任は無償を原則とするという思想については、沿革によるものとされており、具体的には次のとおり説明されている。すなわち、ローマ法では、知能的な高級労務は対価と結びつくのに適さないと考えられ、委任は無償契約とされた。そして、この思想は、対価の約束は許されないが謝儀の約束はよいというような迂路を経て、次第に修正されたが、諸外国においても、なお無償として例外を認めない制度を有する国や特約による例外を認める国があった。そして、日本においても、高級な知能的労務に対して対価（報酬）を約束することには一種の心理的抵抗が感じられているようであるとして、その意味では、民法の規定は日本の従来のも思想にも適するといえたとされていた。もっとも、社会的、経済的事情の変遷とともに、このような思想も変わりつつあるとして、契約の解釈に当たってはこの点の注意を必要とするとされている。

(2) 商法における報酬請求権の規律

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相応な報酬を請求することができる（商法第512条）。

この規律は、商人は営利を目的として活動する者であるため、商人の行為は通常、営利の目的のためにされたものと考えられるからであるとされている。

(3) 信託法における受託者の信託報酬の規律

受託者は、信託の引受けについて商法第512条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬（信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を受ける

旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる（信託法第54条第1項）。そして、この場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする（信託法第54条第2項）。

委任が原則として無報酬とされていることから、信託報酬についても原則として無報酬とすることとされている。

4 裁判所が定める報酬に関する他制度の規律

成年後見制度以外の制度において裁判所が定める報酬に関する主な規律について整理する。

(1) 不在者の財産の管理における管理人の報酬

家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる（民法第29条第2項）。

そして、この報酬に関する審判に対しては、即時抗告に関する規定は設けられていない（家事事件手続法第85条第1項、第145条から第147条まで参照）。

(2) 所有者不明土地管理人の報酬

所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる（民法第264条の7第1項）。所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）の負担とする（民法第264条の7第2項）。

そして、この報酬の額を定める裁判に対しては、所有者不明土地管理人は即時抗告をすることができる（非訟事件手続法第90条第14項第3号）。

(3) 管理不全土地管理人の報酬

管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる（民法第264条の13第1項）。管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする（民法第264条の13第2項）。

そして、この報酬の額を定める裁判に対しては、管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者は即時抗告をする

ことができる（非訟事件手続法第91条第8項第5号）。

(4) 遺言執行者の報酬

家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。（民法第1018条第1項）

そして、この報酬に関する審判に対しては、即時抗告に関する規定は設けられていない（家事事件手続法第85条第1項、第209条から第215条まで参照）。

(5) 破産管財人の報酬

破産管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる（破産法第87条第1項）。

そして、この決定に対しては、即時抗告をすることができる（破産法第87条第2項）。

(6) 株主総会の招集手続等に関する検査役

裁判所は、株主総会の招集手続等に関する検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる（会社法第306条第4項）。

そして、この報酬の額の決定に対しては、当該株式会社及び当該検査役は即時抗告をすることができる（会社法第872条第4号）。

(7) 裁判所の選任する清算人の報酬

裁判所は、会社法第478条第2項から第4項までの規定により清算人を選任した場合には、清算株式会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる（会社法第485条）。

そして、この報酬の額の決定に対しては、当該株式会社及び当該清算人は即時抗告をすることができる（会社法第872条第4号）。

5 政令で具体的な額を定めている規律

部会において、成年後見人等の報酬に関して民法以外の法律で詳細な規定を設けるとの考え方や政令や省令などのいわゆる下位法令で詳細な規定を設けるとの考え方があり得る旨の意見があった。いずれも、制度そのものではなく、どこに規定を置くかという法制に関わるものであることに留意する必要があるものの、前者の民法であってもそれ以外の法律であっても法律に詳細な規定を設けることの適否という点では基本的には異なることはないように思われる。また、法律の委任を受けて下位法令に詳細な規定を設ける例はあるが、それらの例では、法律又は下位法令に詳細な規定を設

けることが必要であることを前提として、法技術的に下位法令に規定を設けているものであることに留意する必要があると思われる。その上で、政令で具体的な額を定めている規定の例について整理する。

(1) 民事執行法施行令（昭和５５年政令第２３０号）

5 民事執行法（昭和５４年法律第４号）第１３１条は差押禁止動産を定めているところ、民事執行法施行令第１条は、同法第１３１条第３号を踏まえ、標準的な世帯の２月間の必要生計費を勘案して政令で定める額として差押えが禁止される金銭の額を定める。また、民事執行法第１５２条は差押禁止債権を定めているところ、民事執行法施行令第２条は、同法第
10 １５２条第１項を踏まえ、標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額として差押えが禁止される継続的給付に係る債権等の額を定める。

(2) 民事再生法第二百四十一条第三項の額を定める政令（平成１３年政令第５０号）

15 民事再生法（平成１１年法律２２５号）第２４１条は給与所得者等再生の再生計画の認可又は不認可の決定等を定めており、同条第２項第７号によれば、計画弁済総額がいわゆる可処分所得の額の２倍以上の額であると認めることができないときは、裁判所は再生計画不認可の決定をすることとされている。そして、この可処分所得の額を算出するに当たり、
20 民事再生法第二百四十一条第三項の額を定める政令は、同法第２４１条第３項を踏まえ、「再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額」（同条第２項第７号）を定める。同政令では、個人別生活費の額、世帯別生活費の額、冬季特別生活費の額、住居費の額、勤労必要経費の額について定めており、居住地域の区分、再生債務者及び被扶養者の年齢の区分、再生債務者及び被扶養者の
25 数の区分、再生債務者及び被扶養者が居住する建物についての所在地域の区分などを踏まえ、区分に応じて網羅的に規定されている。

6 検討

(1) 成年後見人等による報酬請求（前記１の①）

30 部会では、報酬付与に係る家庭裁判所の現在の実務を前提にすれば、現行の制度において特に大きな支障はなく、あえて現行の規律を改める必要はないとの意見や他人の事務を処理する者についての私法上の原則は無報酬であるとの意見、報酬を請求権にしたからといって、報酬に関する
35 様々な期待やニーズに沿う仕組みになるとは限らない旨の意見、請求権を認めた場合の本人等と成年後見人等との関係性が不安定になる場面も

想定され、また報酬に関する不服申立てがされることによる弊害も慎重に考慮する必要がある旨の意見等があり、現行の規律を改め、成年後見人等による報酬請求を認めることについて消極の意見が多かった。

他方で、民法典の中では現在の無償原則から有償原則へ転換する趣旨の規定を置くとの考え方があり得るのではないかとの意見があった。もっとも、民法における成年後見人等の報酬に関する規律を無報酬の原則から転換するに当たっては、上記消極の意見が指摘する点をどのように対応するかについて整理する必要があると思われる。

上記で整理した報酬に関する規律やこれまでの部会での意見を踏まえ、成年後見人等による報酬請求についてどのように考えるか。

(2) 報酬額の算定の在り方（前記1の②）

ア 部会では、成年後見制度利用者としては成年後見人等の報酬がどれくらい必要かにより制度を利用するか否かを判断することがあり、報酬のおおよその額が分かることや報酬がある程度の予測可能性を有することは必要である旨の意見や、予測可能性を高めることについて賛成の意見があり、これらの意見を踏まえると、報酬額に関して予測可能性を高めることは必要であると考えられる。

もっとも、報酬額の予測可能性を高めるためには金額が制度の利用者にも想定できることが必要であるところ、見直しにより成年後見制度がより多様な形態になり得ることも踏まえると、それを反映した具体的な報酬基準を法律（下位法令を含む。）に設けることにより予測可能性を高めることは困難である旨の意見や成年後見人等が行う事務は様々であり報酬に関する算定表を作成することは困難である旨の意見があり、報酬額に関して具体的な算定基準を設けることについて消極の意見があった。また、見直し後の制度では本人の身上保護への取組の点で付加的な報酬を求める成年後見人等が増えることが予想されとの意見が述べられていることも踏まえると、成年後見人等が付与された権限をその義務に応じて行使する様子は様々であり、成年後見人等の事務の内容を一般的、網羅的に基準として定めることは困難であるとも考えられる。

なお、部会では、報酬の付与の審判は裁判事項であり、一概に体系化、定数化することができないものの、実態を把握するための観点から、報酬額の目安になる資料というものは数次にわたって作成、提示されていることが紹介された。

イ 他方で、部会では、具体的な算定基準については省令になるのか、報

酬に関する単行法になるか分らないが、民法の外で詳細な規律を置くという考え方があり得るのではないかとの意見があった。

もつとも、具体的な算定基準を設けることにより予測可能性を高めるためには、当該算定基準において、成年後見人等が行う事務について網羅的に定める必要があるところ、その事務には本人の身上保護への取組等の定性的な事務もあり、網羅的に定めることは困難であると思われる（仮に、そのような定性的な事務を考慮するために家庭裁判所の裁量を認めるとすれば、その点において予測可能性を高めるとの目的は達成できなくなると思われる。）。

また、仮に成年後見人等が行う事務について網羅的な算定基準を設けることができたとしても、この場合には、報酬について裁判所の決定により発生するのではなく、一定の法定後見の事務をすれば法律上当然に成年被後見人等に対する請求権が発生するものとする規律を設けるとの考え方になると思われる。もつとも、この場合には、報酬の受領方法の問題（自己代理を防ぐため、受領する際に特別代理人や監督人が関与することとするのかなど）について整理する必要があるように思われる。

ウ 以上を踏まえ、報酬額の算定の在り方についてどのように考えるか。